

会 議 録

会議名	庁議
開催日時	令和5年7月19日（水）午前9時00分から午前10時00分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：辻市長、森吉副市長、吉田副市長、小川教育長、小泉参与、並木市長公室長、西川総務管財室長（前田総務部長代理）、八木都市デザイン部長、藤井企画経営担当課長、門林財政課長、高垣総務担当課長 担当部：藤原子育て健康部長、高橋健康づくり推進室長、米田病院経営管理担当課長、井上病院経営管理担当総括主幹 事務局：東政策企画室長、左海政策・資産マネジメント担当課長、伊賀政策・資産マネジメント担当主事
欠席者	前田総務部長
議事次第	和泉市立総合医療センター増改築事業について
会議資料	次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書 【資料番号2】和泉市立総合医療センター増改築事業について 【資料番号3】政策調整委員会における主な質問及び回答等並びに審議結果について 【資料番号4】厚生文教委員会協議会における質問及び答弁等について 【資料番号5】和泉市立総合医療センター増改築に関する覚書（案） 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】和泉市庁議等会議規程 【参考資料3】令和5年5月17日政策調整委員会議事録
会議の要旨	・和泉市立総合医療センター増改築事業については、増改築の必要性が認められること及び寄附を受けることに問題がないことから、指定管理者の費用で増改築事業を進め、完成後に市が寄附を受けるように調整を進めることとした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日は、これまでの政策調整委員会などに関する報告を行い、その後、意見交換を踏まえて、意思決定をお願いすることとなる。</p> <p>それでは、政策調整委員会の委員長である森吉副市長から「これまでの経過」を報告願う。</p>
森吉副市長	<p>【審議結果の報告】</p> <p>本件については、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項に基づき、令和5年5月12日付けで、子育て健康部長から付議要求があったものであり、令和5年5月17日の政策調整委員会において審議を行った。</p> <p>政策調整委員会での意見については、後ほど担当部から説明するが、審議結果としては、第2回定例会厚生文教委員会協議会で議会の意見を聴取のうえ、庁議に報告することとした。</p> <p>については、第2回定例会での意見などを確認のうえ、本日の庁議にて、付議事項の意思決定を願う。</p> <p>【議題 和泉市立総合医療センター増改築事業に係る方針決定について】</p>
事務局	<p>所管部から内容の説明を願う。</p>
藤原部長	<p>資料番号1</p> <p>平成30年4月に和泉市立総合医療センターとして開院し、令和5年4月1日現在、35診療科、常勤医師131名の体制となり、許可病床数307床は100%を超える病床稼働である。また、1日平均の外来患者数は、平成29年度の旧病院時代が559名、平成30年度からの新病院では850名で、令和4年度には1,058名となり、旧病院時代と比較すると約2倍に激増する状況である。</p> <p>このような中、想定以上の患者数に加え、「コロナ禍における患者間でのソーシャルディスタンスによる待ち合いスペースの不足」、「医師増加に伴う診察室の不足」、「健診センターのスペース不足」、「がんセンターの診察室不足・化学療法用ベッド不足」、「救急医療体制の充実に伴うHCUの新規設置」などが課題である。</p> <p>これまでも既存施設の空きスペースを活用し、内部改修を行うことで対応してきたが、既存施設のスペース確保にも限界がきており、今後、増加する患者に対して、十分な医療サービスを提供できない可能性があり、指定管理者からも待合スペースや診察室等が不足等しており、今後、患者への医療サービスの低下につながる懸念があるとの話もあり、医療サービスの向上を図るために、増改築が必要な状況である。</p> <p>については、指定管理者と協議を重ねたところ、市が施工する場合と比較し、指定管理者が施工を行う方がはるかに短期間で増改築できることが判明し、また、指定管理者から「こ</p>

健康づくり推進室	<p>れまで得た収益等を地域に還元したい」との申し入れもあった。</p> <p>以上のことから、和泉市立総合医療センターの増改築事業について、指定管理者が自らの費用で増改築を行い、完成後に市が寄附を受けることについて、意思決定を願うもの。</p> <p><u>資料番号2</u></p> <p><u>○2 ページ (本日の議題)</u></p> <p>増改築の必要性、寄附の是非について審議を求めるもの。</p> <p><u>○3 ページ</u></p> <p>これまでの和泉市の病院事業について、昭和 38 年に公立和泉病院分院として発足し、昭和 47 年には和泉市立病院としてスタートした後、救急告示の取下げなどがあり、平成 26 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 20 年間の指定管理者制度を導入した。その後、平成 27 年 2 月に新病院開院に向けた、新病院基本構想計画を策定し、平成 30 年 4 月から新病院として「和泉市立総合医療センター」が開院した。令和 3 年には、国から「地域がん診療連携拠点病院」の認定、令和 4 年には大阪府より「地域医療支援病院」の認定を受け運営を行っている。</p> <p><u>○4 ページ</u></p> <p>新病院開院に向けた、新病院基本構想計画の概要で平成 27 年 2 月に策定した計画としては、①救急医療、②高度専門医療、③患者視点の病院、④地域医療、⑤災害医療、⑥人材確保・育成の 6 つの柱を基本コンセプトとし、病床数が 307 床、診療科目が 21 科、1 日の外来患者数が 600 人前後の想定で建築した。</p> <p><u>○5 ページ</u></p> <p>増改築事業に関する検討経過として、これまで指定管理者と費用負担などについて協議してきたところ、令和 5 年 3 月に指定管理者より増改築を指定管理者で行い、増改築後、市に寄附する旨の文書が提出され、その対応について検討を進めてきた。</p> <p><u>○6 ページ</u></p> <p>平成 29 年度から令和 4 年度の常勤医師数、1 日平均入院・外来患者数や救急患者数については記載のとおりである。</p> <p><u>○7 ページ</u></p> <p>これまでの経営状況について、平成 29 年度から黒字収益であり、平成 29 年度から令和 4 年度までの累積収益は約 89 億円である。</p> <p><u>○8 ページ</u></p> <p>和泉市消防本部からの救急搬送件数について、新病院開院時から救急医療を再開し、救急患者受入数は増加しているが、令和 2 年度および令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、搬送件数が減少したことから、受入人数は減少している。なお、当センターでは、和泉市消防本部からの救急搬送件数の 28%の受入を市立病院新改革プランの目標値としている。</p> <p><u>○9 ページ・10 ページ</u></p> <p>人口・高齢化率について、人口ビジョンや介護保険事業計画から見ると、この先、人口は減少傾向だが、高齢化率は増加傾向である。市立総合医療センターの患者年齢割合・患</p>
----------	--

者数推移については、入院・外来患者年齢割合から見ても、65歳以上の患者が約5.5割から7割弱を占めており、人口が減少したとしても高齢化率が増加していることから、今後も患者数については横ばいの傾向であると推計している。

○11 ページ

現状の課題・増改築の必要性として、「新病院 基本・構想計画」で想定していた患者数等をはるかに上回る状況で、これまでも既存施設の空きスペースを活用し、内部改修で対応してきたが、スペース確保も限界となっており、待合スペース、診察室、感染症対策に伴う検査場所、透析室の透析用ベッドなどが不足し、救急医療の受入拡充などが必要となる。

また、外部有識者で組織する経営評価委員からも、「患者数が増加していることを踏まえ、施設の増築や拡充なども視野に入れ、医療サービス向上に取り組むべきである」との意見もあった。

○12 ページ

増改築による効果としては、診察室や待合スペース狭小等の問題が解決でき、医療体制強化にもつながることから、患者への医療サービスが向上する。

○13 ページ

今後の将来像、今後求められる機能として、将来的に人口減少社会・高齢化も進むにあたり、「がん医療の強化」や国が示す「地域包括ケアシステム」などに取り組む必要もあり、当面は、現状の患者数が推移する見込みであるため、当初の想定を超える患者数に対応できる環境の確保が必要である。

また、今回、増改築を行うことで、市総合計画に掲げる重点施策である「救急医療体制の拡充」、「災害時医療体制の強化」、「感染症対策の強化」についても、これまで以上の充実が期待される。

さらに、現在の機能に加えて、よりよい医療環境を整え、新型コロナウイルス感染症など、予期せぬ事項に対応できる空間を確保することにより、市民への安心につなげることができることから、増築棟の建築が必要と整理している。

○14 ページ

増築棟の建築場所は、現在の建物（本館棟）東側で、構造は、鉄筋コンクリート造または鉄骨造で耐震構造を予定し、規模は7階建てで、建築面積は約1,300平方メートル、延床面積は約7,000平方メートル、高さが約30メートルとなる。

○15 ページ・16 ページ

本館棟及び増築棟の階層図は記載のとおりである。また、増築棟を建築することで、本館棟との連携が必要なため、2階から7階を渡り廊下で接続し、増築棟完成後、本館棟1階から3階の診察室や透析室などの内部改修工事を行い、改修規模は、約1,300平方メートルとなる。

○17 ページ

増改築の事業費について、市の財政面も踏まえ、費用負担等について指定管理者と協議を行ったところ、市が施工する場合と比較し、指定管理者が施工を行う方がはるかに短期間で建築でき、また、指定管理者から「これまで得た収益等を地域へ還元しながら更なる

医療の充実を目指すことを念頭に活動していきたい」との申し入れもあり、指定管理者が増改築を行い、完成後、市が指定管理者から建物等の寄附を受けることが最善の方法と考える。

なお、事業費は、本館棟改築工事を含み約 40 億円となり、負担割合は、指定管理者が 100%となる。なお、増改築は指定管理者の全額負担により行い、増改築後に指定管理者から建築物を寄附として採納するが、指定管理期間等の内容変更はなく、これまでどおりの「基本協定書」に基づき運営管理を行う。

○18 ページ

寄附の採納について、現状の課題・増改築の必要性について市と指定管理者の見解が一致しているなかで、本来の手続きである「市が建築し、必要な費用を指定管理者に求める手法」を検討していたところ、指定管理者から「これまで得た収益等を地域に還元したい」、「早期に待合スペースの解消などの課題解決を図りたい」との視点から「指定管理者の費用で建築し、完成後、市に増築棟等を寄附したい」との申し入れがあった。

○19 ページ

公共施設は、本来、市が発注・施工すべきものであるとの認識であり、増改築後には、将来的な改修等が必要であるが、

- ・整備費については、全額指定管理者が負担
- ・増改築の内容は、課題解消につながると市としても認識
- ・市で施工するよりも早期の課題解決（施工期間の短縮）が期待
- ・寄附にあたって、指定管理者から一切の条件を付さないこと
- ・設計内容等は市職員が確認可能
- ・増改築をすることで、医療サービス向上に大きくつながり、市民の安心に大きく寄与すること

また、法的な制限が特になことを踏まえて、寄附を受けることに問題がないと整理している。

○20 ページ

今後のスケジュールは、庁議での意思決定後、令和 5 年度～令和 6 年度に基本設計、実施設計、仮設来院者用駐車場整備工事、令和 6 年度～令和 7 年度に増築棟の建築等、令和 7 年度中に増築棟の開院、令和 7 年度～令和 8 年度に本館棟内部改修工事、令和 8 年度中に改修後の本館棟開院予定となる。

○21 ページ

これまでの関係機関との協議内容については、記載のとおりであり、これまでの協議の中で、増改築事業を進めることについての承認は得ており、今後、設計等を踏まえ、詳細な協議を行う予定である。

○22 ページ

工事期間中の来院者用駐車場（案）として、工事期間中、工事ヤードなどが必要なため、1 階の来院者用駐車場約 100 台分が使用できなくなる。そのため、工事期間中は、2 階正面玄関前の緑地帯を一時的に仮設の来院者用駐車場として整備し、工事ヤードなどで使用できなくなる駐車台数と同様の約 100 台を確保するとともに、駐車場への進入動線の

変更や駐車場出入口も複数になることから誘導警備員を配置し、安全確保に努め運用を行う。

○23 ページ

正面玄関前緑地帯を仮設来院者用駐車場に変更した場合のレイアウト図(案)は記載のとおりである。

○24 ページ

これまでの内容を踏まえたまとめとして、①増改築の必要性について、「新病院 基本・構想計画」で想定していた以上の患者及び医師の増加等による、待合スペースの不足、診察室の不足、また、医療サービス向上に向けた、救急医療の充実や地域医療との連携強化などが必要となることから、増改築事業を進めていくものとし、②寄附の是非については、市の財政面や施工期間の短縮、待合室スペース不足などの課題が早期に解決でき、医療サービスの向上に繋がるほか、指定管理者が寄附に関して一切の条件を付さないことから、寄附を受けることに問題がないため、寄附として進めていくものとする。

以上のことについて、庁議で最終の意思決定を願う。

なお、庁議で意思決定後、事業費用の負担や工事期間中の患者等への対応、建築物の寄附に関する事など所在等を明確にしておく必要があるため、指定管理者と覚書を交わす。

○25 ページ・26 ページ

参考資料として、議会の議決についてまとめており、記載のとおり議会の議決が不要であることを整理済み。

資料番号3

1. 政策調整委員会における主な質問及び回答等

○項番 1

「救急医療の受入については、医師が確保されてこそ、成立するもので、医師が確保されないなら、ハード整備しても意味がないものになると思うが、医師確保は問題ないとの解釈でいいか。」に対し、「医師確保については、年々、医師確保数も伸びており、令和5年4月には131人の常勤医師を確保することができた。今後、指定管理者との協議の中ではおおむね3年以内には、常勤医師を150人まで確保するよう取り組む。」と回答した。その後の対応状況としては、「再度、指定管理者に確認した結果、150人の医師確保に努めており、救急専門医師についても昨年度1人確保したので、問題ないと判断している。」となる。

○項番 4

「令和6年度の竣工へ向けて、新泉大津市立病院の建設が予定されているが、当センターの患者数に影響を与えるか。」に対し、「令和6年度に新泉大津市立病院が開院すると聞いているが、当センターとしては、引き続きこれまでどおり患者に選ばれる病院として医療サービス向上に取り組んでいく。また、地域医療支援病院の認定も受けていることから、新泉大津市立病院も含めて、病病連携・病診連携を行っていき、医療サービス向上に取り組む。」と回答した。その後の対応状況としては、「一定、患者数の増減については影響が

あると考えるが、その数字を見込むことは困難である。引き続き、医療サービス向上に取り組む、選ばれる病院をめざして、患者確保を図っていく。」となる。

○項番 9

「増改築費用が約 40 億円となっているが、増築棟と本館棟のそれぞれの費用の内訳、また、増築に伴う医療機器や備品等の費用負担は。」に対し、「増改築費用約 40 億円の内訳は、増改築棟の建築費用が約 36 億円、本館棟の改修工事費用が約 4 億円となる。また、増改築に係る費用以外に、「仮設の来院者用駐車場整備費用」、「新たな医療機器の購入費用」、などが必要となるが、これらも全て指定管理者が全額負担する。」と回答した。

○項番 12

「工事期間中は仮設駐車場に約 100 台の駐車スペースを確保するということだが、増築棟を建築する場所は、現在、駐車場となっている。増築棟を建築した時に、駐車台数が少なくなるのではないのか。」に対し、「増築棟を建築する場所の現在の駐車台数は 41 台確保しているが、増築棟を建築するにあたり、医療用倉庫の設置等が必要となるので、約 20 台分の駐車台数が減少する予定。なお、増築棟の建築により、来院者数も増加することが考えられるので、駐車場台数が不足する場合には、新たな駐車場の場所を確保するよう努める。」と回答した。その後の対応状況としては、「駐車場台数約 20 台分は減るものの、昨年度に駐車場台数を増設（75 台）しているので、現時点では増築棟の建設後も駐車場の不足は生じないと想定しているが、今後、不足が生じる見込みとなれば、新たな駐車場確保の検討を始める。」となる。

その他の質問回答等については、記載のとおりである。

2. 政策調整委員会の審議結果について

和泉市立総合医療センター増改築事業については、増改築の必要性が認められること及び寄附を受けることに問題がないことから、指定管理者の費用で増改築事業を進め、完成後に市が寄附を受けるように調整を進めることとし、第 2 回定例会厚生文教委員会協議会における議会の意見を聴取した上で、最終的意思決定を図るよう審議結果を受けた。

また、この審議結果を受け、第 2 回定例会厚生文教委員会協議会での報告に先立ち、市長報告を行い、市長から「課題解決に向け進めてください」と指示を頂いたので、政策調整委員会での内容に基づき、報告資料をまとめ、協議会報告を行った。

資料番号 4

○項番 1、2、3

駐車台数や工事中の渋滞対策、救急搬送時の患者へのプライバシー確保についての質問に対し、「来院者数の増加により駐車台数が不足する場合には、指定管理者と協議のもと新たな駐車場場所の確保に努めること」、「工事期間中については、駐車場を無料開放する予定で、駐車場出入口付近などには誘導警備員を配置し、安全確保に努めた運用を行うこと」、「救急患者受入時には、プライバシー確保として可動式パーティションなどを設置する」と回答した。その後の対応状況としては、資料番号 3 の項番 12 に記載のとおりである。また、「増改築期間中に車両誘導員を配置することや、渋滞への対策を講じること」の内容を資料番号 5 の覚書（案）第 5 条第 5 項に記載した。

事務局	<p>○項番 4、5</p> <p>総合医療センターには和泉中央線からしか一般車両は進入できない現状について、渋滞緩和も目的に、大阪岸和田南海線からも一般車両を進入できるようにする旨の質問に対し、過去の経過から「警察が事故防止を目的に大阪岸和田南海線からの進入を認めなかったこと」、「今後、利用者の利便性向上に鑑み、関係機関に確認する」と回答した。その後の対応状況としては、大阪府や警察等との協議については、具体的な資料を提示する必要があるため、基本設計が完了する令和5年9月頃を目途に、協議を開始する予定となる。</p> <p>○項番 6</p> <p>寄附の内容や工事期間中の対応に関して、指定管理者と取り決めをすべきとの質問に対し、「覚書を締結する」と回答した。その後の対応状況としては、「指定管理者の責任の所在等」を資料番号5の覚書（案）第5条第4項に記載した。</p> <p>また、他の委員に事前に説明を行った際、駐車場台数の減や工事期間中の渋滞、患者への対応等を懸念する声もあったが、増改築事業の目的や必要性については理解を得ている。</p> <p>資料番号5</p> <p>政策調整委員会や厚生文教委員会協議会の質問等を踏まえ、和泉市立総合医療センター増改築に関する覚書（案）を整理した。本日示すものについては、現在、指定管理者との確定までには至っておらず、あくまで現時点での方向性を示すものであり、本日の庁議における意見や指摘を踏まえつつ、相手方である指定管理者と協議を進める。その後、調整が完了次第、市長決裁の上、指定管理者と覚書を締結する予定である。</p> <p>第1条には、指定管理者が和泉市立総合医療センターの敷地内に増築棟の建築や既存建物本館棟の改修を行うことなどを記載している。</p> <p>第3条には、指定管理者が建設する増築棟を市に寄附することや、寄附に際して「指定管理料の増額」、「指定管理者負担金の減額」、「指定管理期間の延長」など「一切の条件を付さない」ことを記載している。</p> <p>第5条には、増改築中の管理責任等として、和泉市立総合医療センター建設時の整備コンセプトに沿うことや、設計・施工・検査等について、関係機関と協議または調整を行うこと、また、増改築期間中の苦情や工事工程管理等に関する責任所在や厚生文教委員会協議会でも質問のあった、駐車場等管理での渋滞対策について記載している。</p> <p>第6条には、増改築費用等について、指定管理者は増改築に係る建設・工事費用を全額負担しなければならないことを記載している。</p> <p>第7条には、増改築後の管理運営として、引き続き、指定管理者は、平成26年1月30日に締結した和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書及び和泉市立病院の管理運営業務に係る仕様書に基づき、増築棟及び改修後の本館棟、駐車場等の管理運営を行わなければならないことを記載している。</p> <p>所管部から説明があった。</p> <p>先の政策調整委員会でも、様々な事項に関して、庁内の認識合わせを行ったが、所管部</p>
-----	---

	<p>から説明のあった議会の意見や覚書（案）も含めて、この場で改めて確認すべきこと等、意見・質問等はないか。</p>
	<p>【質疑】</p>
門林課長	<p>資料番号5の覚書（案）を見る限り「駐車場を無料開放する」ことを条文でうたっていないが、来院者用駐車場は無料開放する予定ということで良いのか。また、駐車場収入がなくなるが、指定管理料に変更はないのか。</p>
健康づくり推進室	<p>工事期間中の駐車場に関しては、駐車場出入りの動線も変更となるため、渋滞発生が考えられるが、渋滞が発生しないよう駐車場の無料開放も視野に入れ、増改築事業を進めていく予定であり、指定管理者と協議して決定する。また、指定管理料や指定管理者負担金の変更はない。</p>
門林課長	<p>資料番号5の覚書（案）第5条第6項に、「指定管理者は増改築期間中に事故等が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない」と記載されているが、工事期間中に敷地内で事故等が発生した場合の賠償などの対応についても記載しておくほうがいいのではないか。</p>
健康づくり推進室	<p>事故等の責任の所在については、明確にしておく必要があるので、総務管財室と調整の上、覚書に追記する。</p>
高垣課長	<p>資料番号5の覚書（案）の第2条について、覚書の締結も含め、寄附採納の手続きについての流れを教えてください。</p>
健康づくり推進室	<p>まず指定管理者から増築棟の寄附申出書の提出があり、その後、覚書を締結した上で、和泉市寄附採納決定書を市から指定管理者に通知する。次に、指定管理者から市に対する行政財産の目的外使用許可の申請を受けて、市から指定管理者に行政財産の目的外使用許可を与える流れとなる。</p>
並木公室長	<p>資料番号4の項番1でのやりとりで、増築後の駐車場台数減少を危惧する質問があり、駐車場台数が不足する場合は、指定管理者と協議のもと、新たな駐車場場所を確保するよう努めると答弁しているが、具体的な策はあるのか。</p>
健康づくり推進室	<p>新たな駐車場場所については、すでに患者用・職員用駐車場として借りている隣接の駐車場のうち、職員用駐車場を患者用駐車場に転換し増設することで対応したいと考える。</p>
並木公室長	<p>何台分増設できるのか。</p>

健康づくり推進室	全体で約 200 台あり、75 台はすでに患者用駐車場として活用しているため、残り約 125 台について増設が可能である。
小泉参与	資料番号 5 の覚書(案)の第 6 条第 5 号に関して、通常の指定管理業務の中での医療機器、医療物品等の調達費用はどのような費用負担となるのか。
健康づくり推進室	金額が 1,000 万円以上の医療機器、医療物品等については、市が購入した後、費用負担を市と指定管理者の折半とすること、所有権は市であることを基本協定書で締結している。金額が 1,000 万円未満の医療機器、医療物品等については、指定管理者の費用負担、所有権も指定管理者となっている。
小泉参与	今回の増改築に伴い購入する医療機器、医療物品の所有権は通常どおりの運用となるのか。また、1,000 万円以上の医療機器、医療物品等の調達があった場合は、指定管理者が費用負担するという解釈で良いのか。
健康づくり推進室	これまでの指定管理者との協議の中で、今回の増改築に伴う 1,000 万円以上の医療機器についても指定管理者が全額負担するという事になっている。所有権も指定管理者となる。
吉田副市長	市民の幸せには、地域医療を向上させること、医療も含めた地域包括ケアシステムの構築等が必要となってくる。庁内で議論を活性化し、充実させていきたい。
辻市長	資料番号 2 の経営状況において、経営の健全化についてどのように分析しているのか。
健康づくり推進室	平成 26 年度から民間のノウハウを活用する指定管理者制度を導入し、指定管理者の努力もあり、専門医療・救急医療を進め、常勤医師数については直営時代に比べ、54 名(H26.4)から 131 名(R5.4)と 2 倍以上の人数が確保及び診療科の細分化ができています。また、職員等の接遇の向上や新たな医療機器の導入、地域の医療機関と連携し、患者への医療サービスも向上でき、黒字収益につながってきていると分析する。
吉田副市長	年 2 回経営評価委員会を行い、数値目標を確認している。市民にとって必要なことができていくかを逐一確認する仕組みは先進的な方法である。
辻市長	市民・患者主体で経営を行いながら、利益をあげていくことが非常に重要である。救急搬送の件数は増えているが、救急搬送を断ることはあるのか。また、救急医療の課題についてどのように考えているのか。
健康づくり推進室	平成 30 年 4 月から 24 時間 365 日の救急医療を再開し、救急搬送件数も年々増えている。一方、和泉市立総合医療センターは二次救急であるため重篤な患者の受入ができない

<p>辻市長</p>	<p>こと、また救急搬送の時間帯によって、患者の処置ができる医師がいないことや、入院稼働率が100%を超えている状況で受入をしても入院できない状況であることから、一部断ることもあると聞いている。指定管理者からは、引き続き常勤医師、専門医師を確保し、可能な限り受入りたいと聞いている。</p> <p>和泉市立総合医療センターになってから、経営も良くなり、救急医療も再開でき、病院の目標をすべて達成している。指定管理者がリーダーシップをとって取り組んでいるが、市が公立病院としての精神をしっかりと持ってマネジメントしながら、患者、市民視線を忘れずに地域医療に対する強い思いを持って運営を行ってほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>【結論】</p> <p>他に質疑等がないようなので、全委員に諮る。</p> <p>「和泉市立総合医療センター増改築事業については、増改築の必要性が認められること及び寄附を受けることに問題がないことから、指定管理者の費用で増改築事業を進め、完成後に市が寄附を受けるように調整を進めること」を庁議での了承としてよろしいか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>事務局</p>	<p>最後に市長から一言願う。</p>
<p>辻市長</p>	<p>過去、市立病院は、大きな負債を抱える病院であったが、ピンチをチャンスにかえ、市民に支持される素晴らしい病院に生まれ変わった。そうした状況下で、今回の総合医療センターの増築については、市で整備するのではなく、指定管理者が約40億円もの費用で整備し、寄附頂けるといふことで、非常にありがたい話である。このことについては、指定管理者において、多くの剰余金があったということも背景にあると思うが、決して不必要な施設をつくることはなく、患者からの信頼、これからの医師の確保等を見越し、更なる、よりよい総合医療センターを構築するための判断であるとも考えるところである。</p> <p>担当課においては、増築の設計、工事の管理等の負担が軽減されつつ、よい方向に向かう取り組みではあるが、病院経営は指定管理者の判断と責任であるかのような認識は決してもつことなく、予測される課題を考察しつつ、今まで以上に指定管理者と市が更なる連携を進め、健全経営を維持しながらも、市民に支持される病院となるよう、慢心なく取り組みを進められるように願う。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上で「和泉市立総合医療センター増改築事業について」の庁議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>